



グループのロゴが
新しくなりました

今週のトピック

(2021年1月第1週)

—中国の最新法令、政策「特集」



キーワード: 民法典に付随する一連の司法解釈



最近の政策及び法令

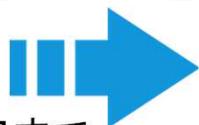
- ◆ 最高人民法院: 司法解釈の整理を全面的に完了し、民法典に付随する一連の司法解釈を發布。116件の司法解釈及び規範性文書を廃止
- ◆ 最高人民法院: 《民法典》適用の時間的効力に関する若干の規定
- ◆ 最高人民法院: 《民法典》**婚姻・家族編**の適用に関する解釈(一)
- ◆ 最高人民法院: 《民法典》**相続編**の適用に関する解釈(一)
- ◆ 最高人民法院: 《民法典》**物権編**の適用に関する解釈(一)
- ◆ 最高人民法院: 《民法典》の関係する**担保制度**の適用に関する解釈
- ◆ 最高人民法院: **建設工事施工契約紛争**事件を審理する際の法律適用問題に関する解釈(一)
- ◆ 最高人民法院: **労働紛争**事件を審理する際の法律適用に関する解釈(一)
- ◆ 最高人民法院: 《民事裁判業務における「工会法(労働組合法)」の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈》など**27件の民事類の司法解釈**の改正に関する決定
- ◆ 最高人民法院: 《破産企業の国有割当土地所有権は、これを破産財産に組み入れるべきか否か等の問題に関する最高人民法院の回答》など**29件の商事類の司法解釈**の改正に関する決定
- ◆ 最高人民法院: 《特許権侵害紛争事件を審理する際の法律の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈(二)》など**18件の知的財産権類の司法解釈**の改正に関する決定
- ◆ 最高人民法院: 《人民法院の民事調停業務に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定》など**19件の民事訴訟類の司法解釈**の改正に関する決定
- ◆ 最高人民法院: 《人民法院の鉄道輸送貨物の差押にかかる若干の問題に関する最高人民法院の規定》など**18件の執行類の司法解釈**の改正に関する決定
- ◆ 中国人民銀行、国家市場監督管理総局: 生産設備、原材料、半製品、製品等の4種類の動産抵当(以下「4種の動産抵当」)登記に関連する移行手配についての公告
- ◆ 人民銀行、発展改革委員会、商務部、国資委、銀保監会、外貨局 聯合發布: 《クロスボーダー人民元政策をさらに改善し、対外貿易及び外資の安定を支持することに関する通知》
- ◆ 国務院関税税則委員会: 《中華人民共和国輸出入税則(2021)》
- ◆ 国務院: 動産及び権利担保の統一登記の実施に関する決定
- ◆ 《外商投資を奨励する産業目録(2020年版)》
- ◆ 中華人民共和国刑法修正案(11)

中国人民銀行 国家市場監督管理総局

生産設備、原材料、半製品、製品等の4種類の
動産抵当(以下「4種の動産抵当」)登記に関連する
移行手配についての公告

移行期間は暫定2年

2021年1月1日から2022年12月31日まで



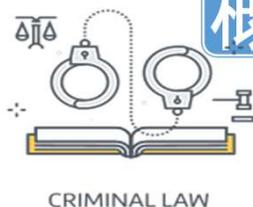
移行期間満了後もなお公示が必要な過去の登記情報
につき、当事者は移行期間内になるべく早く統一登記
システムで補録登記手続をしなければならない。

全国人民代表大会 常務委員会

中華人民共和国刑法修正案(11)

改正は主に、人民・群衆の生命安全、安全生産、
金融市場秩序、知的財産権、生態環境、疫病防
止・制御関係の公共衛生安全などの分野におけ
る刑法の統治・保護にわたるものである。

内部資料



CRIMINAL LAW

概

要

人民銀行、発展改革委員会、商務部
国資委、銀保監会、外貨局 聯合発布



《クロスボーダー人民元政策をさらに改善し、対外貿易及び
外資の安定を支持することに関する通知》

2021年2月4日から施行。《通知》はクロスボーダー人民元の
決済プロセスをさらに簡素化し、クロスボーダー人民元の投
融資管理を改善し、個人の経常項目のクロスボーダー人民元
の支払・収受を便利化し、国外機構の人民元銀行決済口座
の使用を便利化するなど、5つの面の内容にかかわる。

@2021 CAST-GLOBAL GROUP ALL Rights Reserved



発展改革委員会



《外商投資を奨励する産業目録(2020年版)》

2020版目録では、さらに外資の産業チェーン/サプライチェ
ーンにおける積極的作用を発揮し、さらに外資の生産性サ
ービス業への投資を奨励し、第5世代移動通信技術の技
術R&D、ブロックチェーン技術の開発、汚水処理施設設計
などの項目を追加又は修正した。外資の中西部地区への
投資をさらに奨励し、黒竜江省、雲南省などの省に新たに
農産物加工、観光開発などの項目を追加した。

国务院: 動産及び権利担保の統一登記の実施 に関する決定



国発[2020]18号

動産及び権利担保の統一登記の範囲に組み入れる担保の種類



2021年1月1日から、
全国範囲で動産及び権利担保の統一登記を実施する。



当事者は、中国人民銀行信用情報センターの動産融資統一登記公示システムを通じて、自主的に登記を行う。



国家市場監督管理総局は、今後、「動産抵当物登記の管理」の職責を担わなくなる。

※自動車抵当、船舶抵当、航空機抵当、債券質入、ファンド持分質入、出資持分質入、知的財産権中の財産権質入を除く。

司法 解釈

最高人民法院: 司法解釈の整理を全面的に完了し、民法典に付随する一連の司法解釈を発布。

116件の司法解釈及び規範性文書を廃止



現行の司法解釈及び関係する規範性文書、合計**591件**について、全面的な整理を行った。

司法解釈及び関係する規範性文書、合計**116件**の**廃止**を決定した。2021年1月1日から失効する。

民法典に対応して、名称及び一部条項につき**改正を行う**必要があるものは合計**111件**。改正発布後、2021年1月1日から施行する。

民法典の規定に一致するものは合計**364件**。改正されず、引き続き適用する。

- 労働紛争事件を審理する際の法律適用に関する解釈(一)
- 建設工事施工契約紛争事件を審理する際の法律適用問題に関する解釈(一)
- 《民法典》物権編の適用に関する解釈(一)
- 《民法典》相続編の適用に関する解釈(一)
- 《民法典》婚姻・家族編の適用に関する解釈(一)
- 《民法典》適用の時間的効力に関する若干の規定
- 《民法典》の関係する担保制度の適用に関する解釈



廃止後に改めて発布された、一連の司法解釈

《民法典》適用の時間的効力に関する若干の規定



法釈[2020]15号

法の 既往不 遡及

第1条 民法典**施行後**の法律事実に起因する民事訴訟事件については、**民法典の規定を適用する**。
民法典**施行前**の法律事実に起因する民事訴訟事件については、**当時の法律・司法解釈の規定を適用する**。但し、法律・司法解釈に別途規定がある場合を除く。
民法典**施行前**の法律事実が**民法典施行後まで持続し**、当該法律事実に起因する民事訴訟事件については、**民法典の規定を適用する**。但し、法律・司法解釈に別途規定がある場合を除く。

「有利 遡及」 規則

第2条 民法典**施行前**の法律事実に起因する民事紛争事件であって、**当時の法律・司法解釈に規定がある場合**については、**当時の法律・司法解釈の規定を適用する**。但し、**民法典の規定を適用することが、民事主体の適法な権益の保護にとってより有利であり、社会及び経済秩序の維持にとってより有利であり、社会主義の核心的価値観の発揚にとってより有利である場合**を除く。

新規定 の遡及 適用

第3条 民法典**施行前**の法律事実に起因する民事紛争事件であって、**当時の法律・司法解釈には規定がなかったが民法典に規定がある場合**は、**民法典の規定を適用することができる**。但し、**当事者の適法な権益を明らかに損ない、当事者の法定の義務を増加させ、又は当事者の合理的な予期に反する場合**を除く。



《中華人民共和國民法典》の關係する担保制度の適用に 關する解釈



法釈〔2020〕28号

担保契約の 範圍を拡大

第1条 抵当、質入、留置、保証等の担保により生じる紛争には、この解釈を適用する。**所有權留保賣買、ファイナンスリース、ファクタリング等の担保機能にかかわり生じた紛争には、この解釈の關係規定を適用する。**

法定代表者の 越權保証問題

- 第7条1. 会社の法定代表者が、会社法の会社の對外担保決議手續の規定に違反し、**權限を超えて会社を代表して相手方と担保契約を締結した場合**、人民法院は、民法典第61条及び第504条等の規定により処理しなければならない。
- (一)**相手方が善意である場合、担保契約は会社に対して効力を生じる。**会社が担保責任を負うことを相手方が求める場合、人民法院はこれを支持しなければならない。
- (二)**相手方が善意ではない場合、担保契約は会社に対して効力を生じない。**会社が賠償責任を負うことを相手方が求める場合、この解釈の第17条の關係規定を参照して適用する。
2. 法定代表者が權限を超えて担保を提供して会社に損失をもたらし、法定代表者が賠償責任を負うことを会社が求める場合、人民法院はこれを支持しなければならない。
3. 第1項にいう**善意とは、相手方が担保契約締結時に法定代表者の權限踰越を知らず、且つ知るはずがないことを指す。**会社が既に決議につき合理的に審査したことを証明する証拠を相手方が有する場合、人民法院はそれが善意を構成すると認定しなければならない。但し、決議が偽造・変造であることを相手方が知り又は知っていたはずであることを証明する証拠を会社が有する場合を除く。

最高人民法院: 建設工事施工契約紛争事件を審理する際の法律適用問題に関する解釈(一)



丸投げ、違法下請発注の効力の規定を補充

第1条第1項第2号 請負人が建設工事の一括下請又は違法下請により他人と締結した建設工事施工契約については、民法典第153条第1項及び第791条第2項、第3項の規定により、無効と認定しなければならない。

契約無効、工事代金精算

第24条 当事者が同一の建設工事について締結した複数の建設工事施工契約がいずれも無効であるけれども、建設工事の品質が合格である場合において、一方当事者が工事代金に関する実際に履行された契約の約定を参照して価額評価し請負人に補償することを求める場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

実際に履行された契約につき確定するのが困難であり、当事者が最後に締結された工事代金に関する契約の約定を参照して価額評価し請負人に補償することを求める場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

優先的弁済受領権の期間
6ヶ月→18ヶ月

第41条 請負人は、合理的な期間内に、建設工事代金の優先弁済受領権を行使しなければならない。但し、最長で18ヶ月を超えてはならず、発注者が建設工事代金を給付すべき日から起算する。



CAST新法令速報567号

中央法規

- ◆ 「外商投資安全審査弁法」
- ◆ 国家発展改革委員会等の単位に転送発布する都市圏・市域(郊外)鉄道の加速的發展の推進にかかる意見に関する国務院弁公庁の通知
- ◆ 海南現代総合交通運送体系規画
- ◆ 生態環境基準管理弁法
- ◆ 2021年関税調整方案に関する国務院関税税則委員会の通知
- ◆ 「税関行政許可管理弁法」の公布に関する令
- ◆ 「税関輸出入貨物税減免管理弁法」の公布に関する令
- ◆ 「一部の規則の廃止に関する税関総署の決定」の公布に関する令

地方法規

- ◆ 海南省産業用地の先賃貸・後払下管理実施細則
- ◆ 上海市不動産登記にかかる若干の規定



著作権：

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャストグローバル及びキャストグローバルコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

中国法：

本資料に記載されている中国の法律法規の解釈、契約等の文書において中国の法律を適用する具体的問題に関する意見及び中国の法律を適用する行為又は事件に関する意見については、全て中国弁護士が担当し行ったものであり、本書はそれらを担当した中国弁護士の法律法規の解釈及び意見が記載されています。

免責：

本資料に記載された内容の完全性・正確性等については、説明・理解の便宜のため要約された部分等が存在するため、保証の限りではありません。実際の本資料の利用に関連して発生した損失や損害については、何らの責任を負わないものとします。

※本資料の記載は、理解を助けるための便宜上、単純化・要約等が含まれているため、実際の処理にあたっては改めての検討・確認をお願いいたします。